

令和5年1月19日

お客さま 各位

豊橋信用金庫

「鳥インフルエンザ緊急対策つなぎ資金」の取扱い開始について

豊橋信用金庫は、豊橋市で発生した高病原性鳥インフルエンザの緊急対策として、殺処分や搬出・移動制限などの被害にあわれた農業者が速やかな経営再建に向けた資金確保が行えるよう、愛知県より「愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給事業」の指定金融機関として採択されました。

つきましては、本制度の採択を受け、「鳥インフルエンザ緊急対策つなぎ資金」の取扱いを下記のとおりを開始いたします。

記

■商品概要

ご 対 象 者：愛知県での高病原性鳥インフルエンザの発生により、所有する家畜の殺処分や家畜の移動制限により経済的な損失を受け、「家畜伝染病予防法」により国から手当金等を受ける予定の農業者

お 使 い み ち：経営再建に必要な資金

ご 融 資 限 度 額：国からの手当金等の受給見込額まで

ご 融 資 期 間：国からの手当金等の受給まで

ご 融 資 利 率：無利子

ご 融 資 形 態：手形貸付

担 保：無保証人

保 証 人：無担保

そ の 他：国や県の手当金等を入金するための専用普通預金口座の開設が必要

※本件に関するお問い合わせは、融資窓口までお問い合わせください。

以上